

第2期 津山市国民健康保険データヘルス計画

第3期 津山市特定健康診査等実施計画



平成30年4月

津 山 市

目 次

第1章 計画の基本方針	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 実施体制・推進（連携）体制の整備	2
第2章 津山市国民健康保険の現状と評価	
1 津山市国民健康保険の現状	3
（1）被保険者数等	3
（2）平均寿命と健康寿命	4
（3）介護保険の状況	4
（4）前期計画事業の評価	5
第3章 基本データの分析による現状把握	
1 医療費データの分析	8
（1）国民健康保険の医療費の概要	8
（2）疾病別医療費	9
（3）ジェネリック医薬品の使用状況	12
2 特定健診データの分析	12
（1）特定健診・特定保健指導の実施状況	12
（2）特定健診の結果分析	14
第4章 健康課題と対策・目標	
1 健康課題の抽出	17
2 保健事業の実施計画	19
3 保健事業の目標・評価指標	21
第5章 第3期特定健康診査等実施計画	
1 計画策定の趣旨	22
2 目標	22
3 特定健康診査等の対象者数	24
4 特定健康診査等の実施方法	24
第6章 地域包括ケアに係る取組	
1 地域包括ケアに係る取組	28
第7章 計画の推進と評価・見直し	
1 推進体制	29
2 計画の評価と見直し	29
3 個人情報の取扱い	30

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の背景

近年、特定健康診査及び後期高齢者に対する健康診査（以下「特定健診等」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB[※]）システム（以下「KDB[※]」という。）等の整備により、市町村国保、国保組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）（以下「保険者等」という。）が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として“データヘルス計画”の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

これを踏まえ、厚生労働省が平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部を改正したことに伴い、市町村国保保険者においても健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなりました。

2 計画の位置づけ

これまで、津山市においては、レセプトや統計資料等を活用することにより、「第1期津山市国民健康保険データヘルス計画」（H27～29）及び「第2期特定健康診査等実施計画」（H25～29）の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところですが、平成29年度で両計画が期間満了となります。

このため、これらの継続計画として、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、効果的かつ効率的な保健事業の推進を目指して「第2期津山市国民健康保険データヘルス計画」、及び「第3期津山市特定健康診査等実施計画」を合わせて策定するものです。

策定にあたっては、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21（第二次）」に示された健康寿命の延伸と健康格差の縮小等の基本方針を踏まえるとともに、「第2次健康つやま21」との整合性を図ります。

3 計画の期間

特定健康診査等実施計画が「高齢者の医療の確保に関する法律」により6年を1期とされていることから、計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

4 実施体制・推進(連携)体制の整備

保健事業の実施にあたっては、庁内関係部署、その他の関係機関と連携を図ります。

(1) 庁内推進体制の整備

国民健康保険、後期高齢者医療を担当する保険年金課、健康づくりを担当する健康増進課、及び介護保険を担当する高齢介護課がお互いに連携を図りながら推進します。

(2) 関係機関との連携

岡山県、岡山県国民健康保険団体連合会の助言・指導を受けながら計画を推進します。

また、定期的に津山市保健対策委員会等を開催し意見交換している津山市医師会をはじめ、医療機関等との連携体制を確立し、より円滑な計画の推進を図ります。

※KDBとは、国保データベースの略で「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」・「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

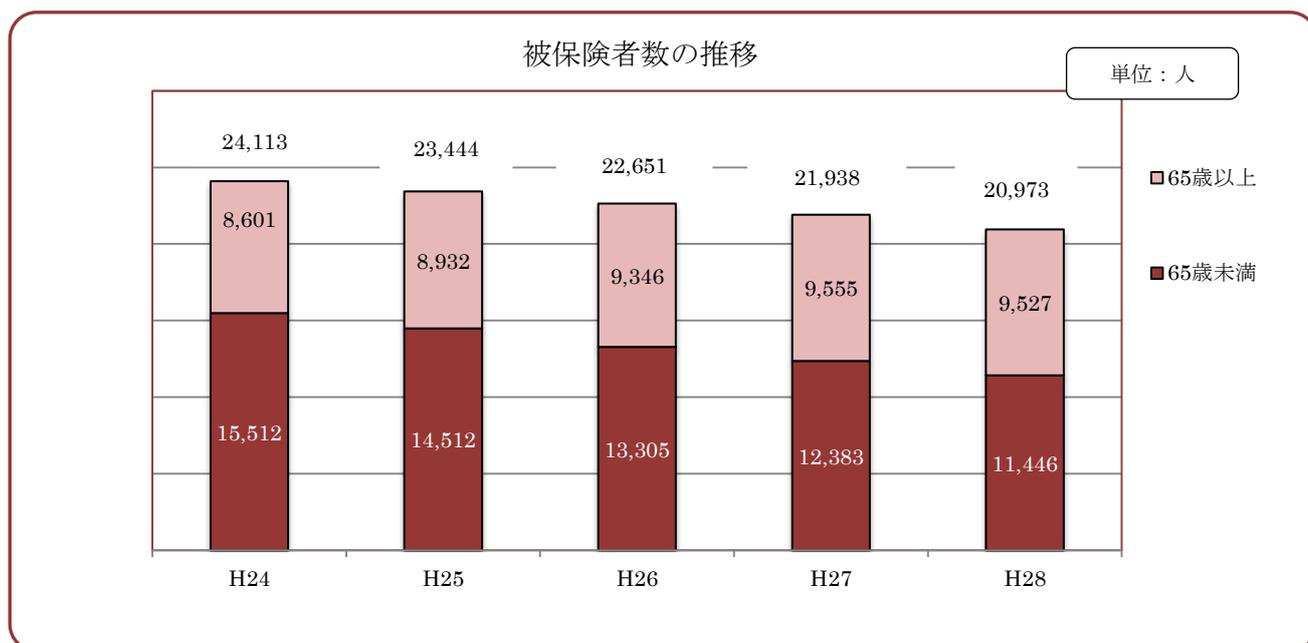
第2章 津山市国民健康保険の現状と評価

1 津山市国民健康保険の現状

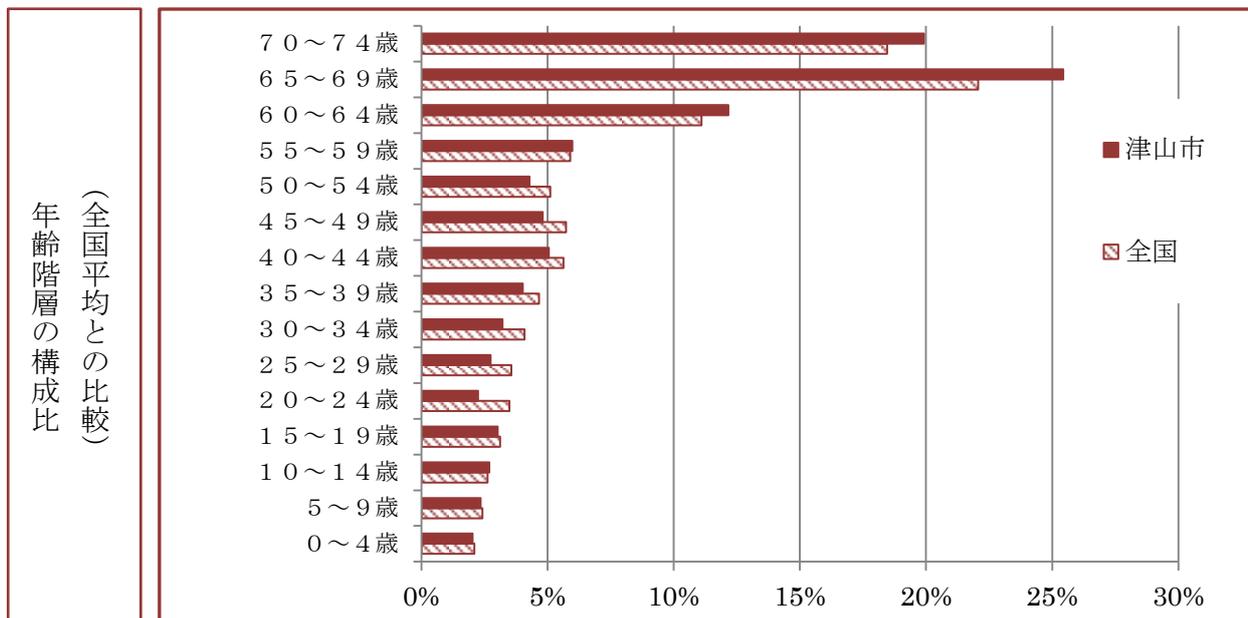
(1) 被保険者数等

津山市の国民健康保険被保険者数は平成24年度から平成28年度の間、3,140人(13.0%)減少しています。内訳では、65歳未満が4,066人減少しているのに対し、65歳以上では926人増加しています。

被保険者数 (平成28年度平均)	国民健康保険 加入割合 (平成28年9月末)	被保険者 性別の構成比 (平成28年度平均)	被保険者 平均年齢 (平成28年9月末)	前期高齢者 加入割合 (平成28年9月末)	特定疾病受療証 交付状況 (平成28年度平均)
20,973人 (男10,110人) (女10,863人)	20.4% (全国31.0%)	男 48.2% 女 51.8%	53.9歳 (男 52.9歳) (女 54.9歳) (全国 52.3歳)	45.33% (全国 40.48%)	対象者 78名 交付割合 0.3719%



また、階層ごとの年齢構成比を全国平均と比較してみると、50～54歳までは、全国平均を下回っていますが、55～59歳から全国平均を上回っています。



(2) 平均寿命と健康寿命

		平成 22 年	平成 27 年	増減
平均寿命	男性	78.41 歳	78.65 歳	+0.24
	女性	85.54 歳	85.35 歳	-0.19
健康寿命	男性	75.81 歳	75.94 歳	+0.13
	女性	80.10 歳	79.81 歳	-0.29
平均寿命 - 健康寿命	男性	2.60 年	2.71 年	+0.11
	女性	5.44 年	5.54 年	+0.10

資料：第2次健康つやま 21(中間評価報告)

(3) 介護保険の状況

	第1号被保険者	第2号被保険者
認定率 (人数)	20.3% (6,094 人)	0.37% (120 人)
要支援 1	702 人	6 人
要支援 2	704 人	11 人
要介護 1	1,283 人	21 人
要介護 2	1,089 人	20 人
要介護 3	823 人	23 人
要介護 4	733 人	15 人
要介護 5	760 人	24 人

資料：第7期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (H28年9月分介護保険事業状況報告)

(4) 前期計画事業の評価

※評価基準 目標値を大幅に上回った・・・A ほぼ目標値を達成した・・・B
 目標値を下回った・・・C 未実施等・・・D

事業名	概要	事業実績		評価
		アウトプット 【目標】【実施状況】	アウトカム 【目標】【成果】	
医療費通知	被保険者に自身の医療費を把握してもらうため、医療費10割記載の通知を送付	【目標】 6回/年通知を送付 【実施状況】 平成27年度 6回 66,609通 平成28年度 6回 64,371通	【目標】 自身の医療費に関心を持つ 【成果】 通知内容について問い合わせがあるなどの反応が見られた	B
ジェネリック差額通知	ジェネリック医薬品への切替えによる薬剤費が軽減となる人へ通知を送付	【目標】 ジェネリック医薬品差額通知を送付 【実施状況】 平成27年度 4,492通 平成28年度 3,339通	【目標】 全国国保保険者の水準を達成（平成29年度第2四半期数量シェア68.8%） 【成果】 平成29年9月調剤分数量シェア 63.6%	C
特定健康診査受診勧奨	40～74歳の被保険者への受診勧奨	【目標】 個別・集団・がん検診受診勧奨 【実施状況】 ハガキ・電話・防災無線・ラジオ、新聞広報・広報車にて受診勧奨の実施	【目標】 特定健康診査等実施計画に定める受診率の達成、40歳代、50歳代の受診率の向上 【成果】 平成27年度 受診率 27.3% 平成28年度 受診率 29.2%	C
特定健康診査未受診者対策	未受診者・40歳到達者への受診勧奨	【目標】 新規加入者、新規40歳到達者へ受診勧奨 【実施状況】 新規対象者への受診勧奨 3年未受診者への訪問・ハガキ・電話での勧奨	(特定健康診査等実施計画の目標値60%) 40歳代受診率 13.7% 50歳代受診率 20.6%	
特定保健指導利用勧奨	特定健康診査受診者のうち、生活習慣病リスクのある人へ、リスク改善に向け、保健指導の利用勧奨	【目標】 保健指導未利用者に電話による利用勧奨 【実施状況】 リスクに基づき、「動機付け支援」「積極的支援」に分け、封書・電話にて利用勧奨	【目標】 未利用者への勧奨 100% 保健指導利用率 20% 【成果】 保健指導対象者全員に利用勧奨の実施 100% H27年度 利用率 11.2% H28年度 利用率 15.8%	C

事業名	概要	事業実績		評価
		アウトプット 【目標】【実施状況】	アウトカム 【目標】【成果】	
重複・頻回受診指導事業	療養上の指導が必要と認められた人に、健康保持・早期回復・医療費の適正化を図るため訪問指導を実施	【目標】 重複・頻回受診者を訪問して健康相談の実施(60人/年) 【実施状況】 平成28年度 訪問指導者数 8名	【目標】 保健指導率 65% 【成果】 平成28年度 対象者 36名 保健指導率 22.2%	C
糖尿病教室	糖尿病の重症化を防ぐため、自分で数値をコントロールすることが出来るように指導を実施	【目標】 医療機関への受診勧奨、糖尿病教室への参加勧奨の実施 【実施状況】 平成27年度 ・糖尿病予防教室 3回開催 ・ヘルスアップ教室 4回開催 参加者 95名 平成28年度 ・ヘルスアップ教室 4回開催 参加者 92名	【目標】 糖尿病教室への参加率の向上、生活習慣病の改善 【成果】 各教室参加者においては、生活習慣病が改善傾向にある	B
糖尿病予備群保健指導事業、糖尿病治療中者への保健指導		【目標】 対象者を抽出し保健指導 【実施状況】 平成27年度 対象者数(勧奨数) 19名 平成28年度 対象者数(勧奨数) 70名	【目標】 指導完了率 100% 検査値の改善 80% 【成果】 平成27年度 指導参加者数 5名 指導完了者数 5名 平成28年度 指導参加者数 9名 指導完了者数 7名	
糖尿病性腎症重症化予防事業	人工透析になる可能性が高い人を抽出し、指導を実施	【目標】 対象者を抽出し保健指導 【実施状況】 平成27年度 対象者数(勧奨数) 19名 平成28年度 対象者数(勧奨数) 70名	【目標】 指導完了率 100% 検査値の改善 80% 【成果】 平成27年度 指導参加者数 5名 指導完了者数 5名 平成28年度 指導参加者数 9名 指導完了者数 7名	B
一部負担金の無料化	特定健康診査のクーポン券を交付	未実施	未実施	

※評価基準 目標値を大幅に上回った・・・A ほぼ目標値を達成した・・・B
 目標値を下回った・・・・・・・・・・C 未実施等・・・・・・・・・・D

事業名	概要	事業実績		評価
		アウトプット 【目標】【実施状況】	アウトカム 【目標】【成果】	
簡易健診	特定健康診査を受診しやすいように、負担額を低く、検査項目も少なくし、短時間で受診できるように実施	【目標】 公民館等へ出向いて特定健康診査の実施 【実施状況】 平成 28 年度 ・イオン津山 30 名 ・津山東公民館 25 名 ・城西公民館 47 名 ・津山すこやか こどもセンター 85 名	【目標】 受診率 1%向上 【成果】 平成 28 年度 受診対象者 14,334 名 受診者計 187 名 <u>受診率 1.3 % 向上</u>	A
ナイター健診	日中忙しい人が受診しやすいように夕方夜間に実施	【目標】 夕方夜間に特定健診を実施 【実施状況】 平成 28 年度 2 回実施 受診者数 15 名	【目標】 受診率 1%向上 【成果】 受診対象者 14,334 名 受診者計 15 名 <u>受診率 0.1 % 向上</u>	C
データ提供	医療機関の検査結果や事業所が実施する人間ドック受診結果のデータ提供を受ける	【目標】 医療機関、事業者、被保険者から健診データの提供を受ける 【実施状況】 平成 28 年度 提供件数 107 件	【目標】 受診率 2%向上 【成果】 提供対象者 14,334 名 提供者数計 107 名 <u>受診率 0.7 % 向上</u>	C
レセプト分析	レセプト分析により、課題やリスク者の抽出	【目標】 優先課題の抽出、リスク者の抽出を行う 【実施状況】 K D B システムを活用し疾病別医療費等のデータ抽出の実施	【目標】 リスク階層の対象者の把握、健康状態の推移の把握 【成果】 データの抽出・分析結果を 広報紙・テレビ津山にて広報し、医療費の状況等を周知	B

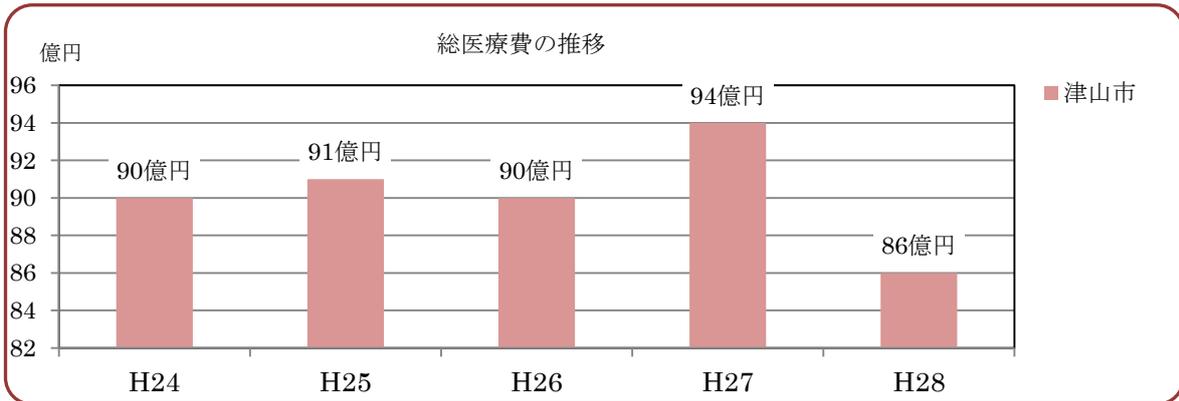
第3章 基本データの分析による現状把握

1 医療費データの分析

(1) 国民健康保険の医療費の概要

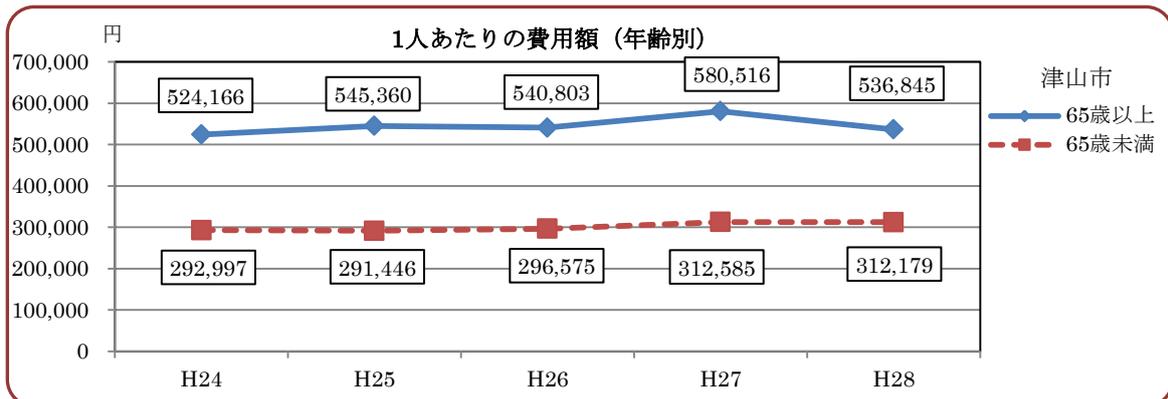
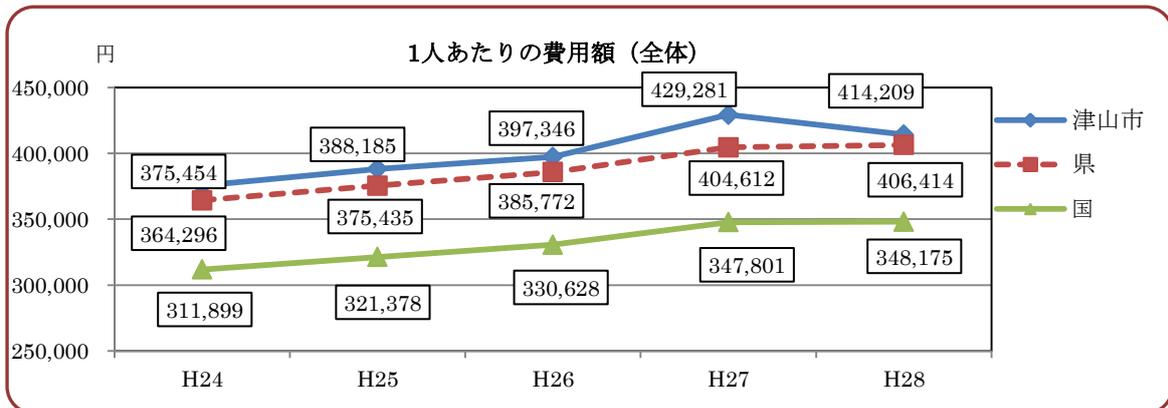
① 医療費総額の推移

津山市国民健康保険の医療費は、被保険者の減少に伴い、平成25年度以降は微減の傾向にあります。平成27年度については、C型肝炎の新治療薬が承認されるなどの要因により、大幅に増加していますが平成28年度においては減少しています。



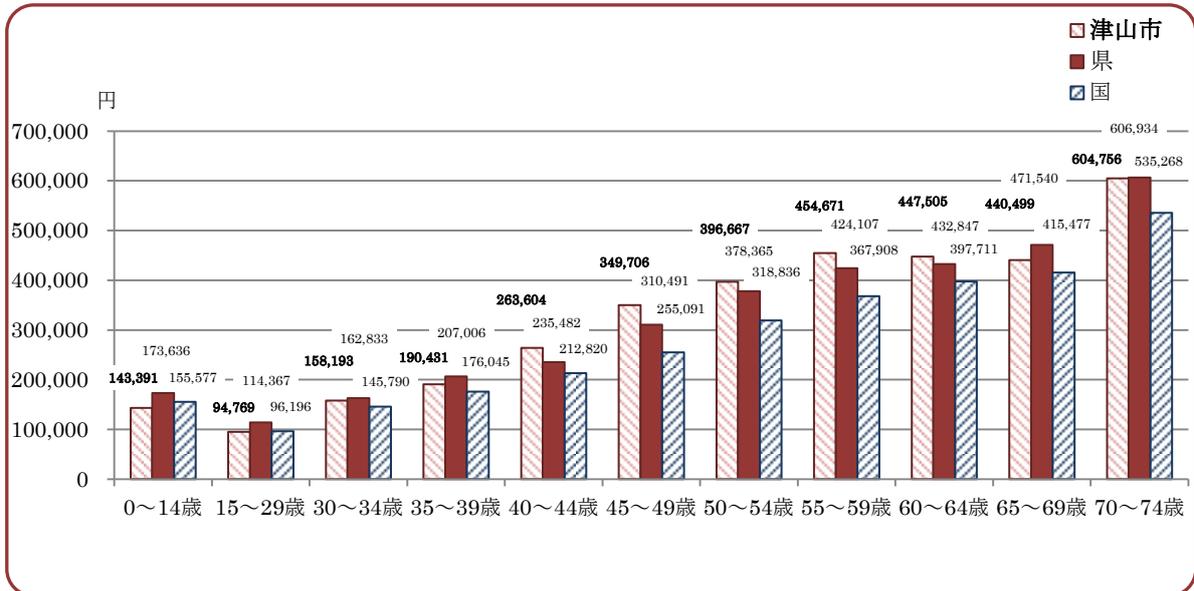
② 1人あたりの医療費総額の推移

1人あたり費用額は、県平均と比べ2~3%程度高くなっています。また、65歳以上の1人あたり医療費は、65歳未満の人の約1.8倍と、高齢の人の医療費が高くなっています。



③ 年齢階層別 1人あたりの医療費総額の推移

年齢階層別の1人あたりの医療費は、30歳代から年齢に従って増加しています。また、40～64歳の年代で、県平均より高くなっています。

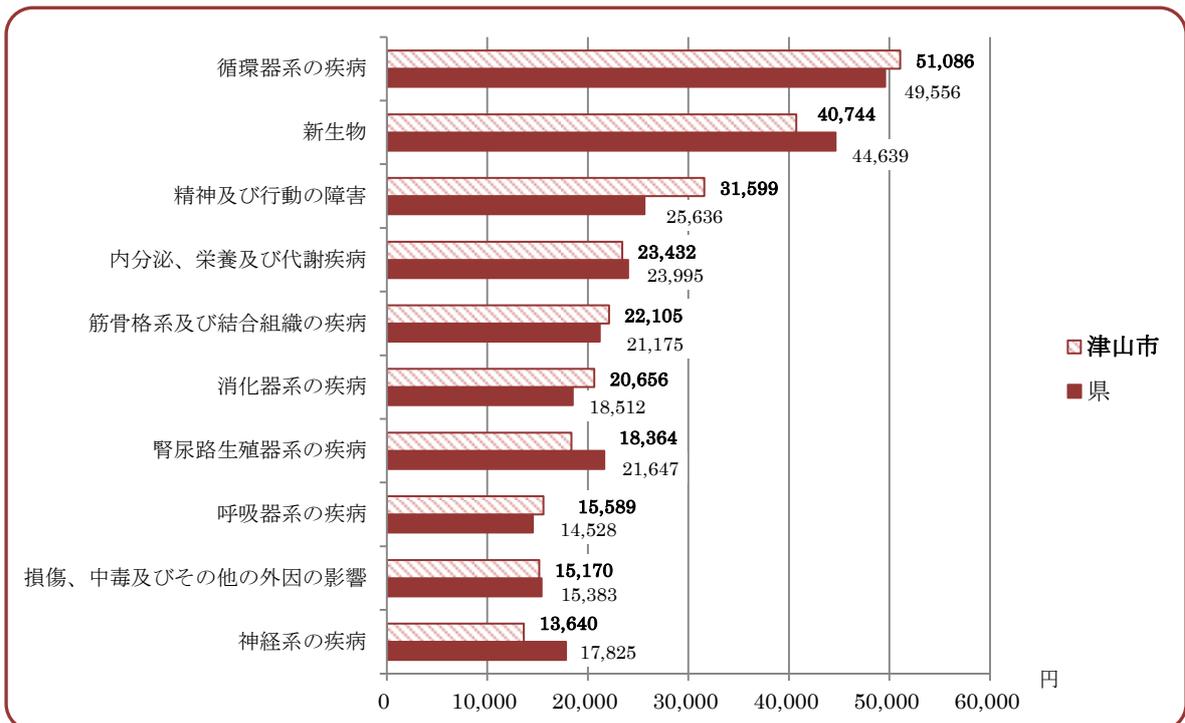


資料: KDBシステム H28年度累計

(2) 疾病別医療費

① 疾病分類別被保険者1人あたりの医療費

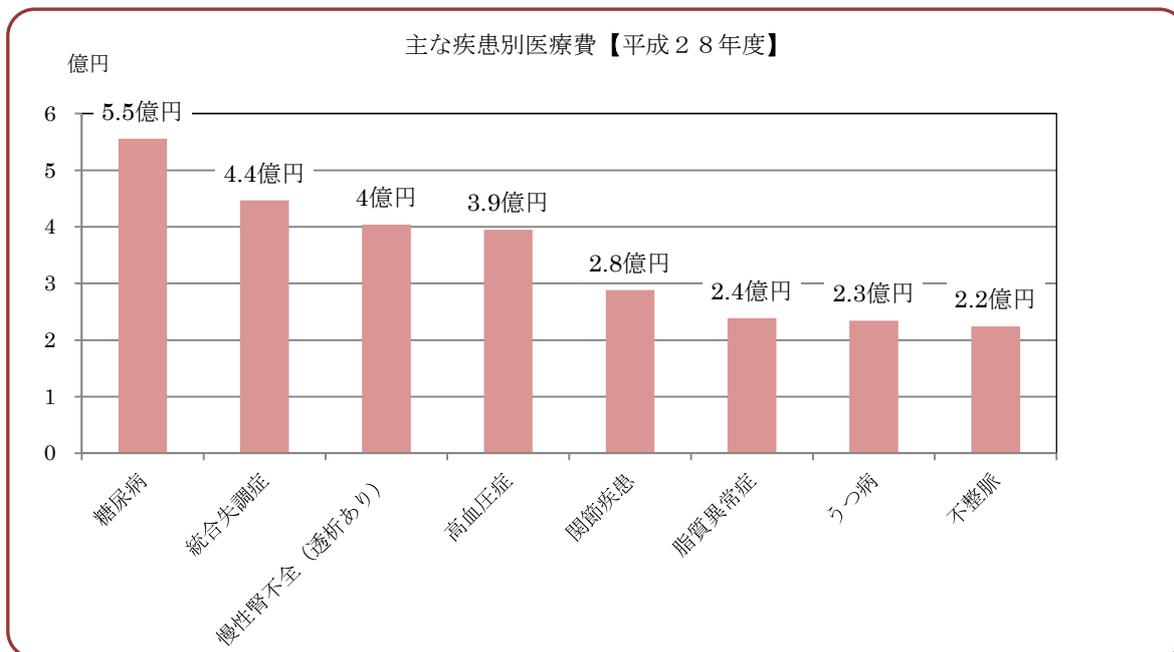
疾病分類による1人あたり医療費は、「循環器系の疾病」「新生物」「精神及び行動の障害」の順に高く、また、県平均と比較すると「循環器系の疾病」「精神及び行動の障害」「筋骨格系及び結合組織の疾病」「消化器系の疾病」「呼吸器系の疾病」が津山市の方が高くなっています。



資料: 国保連Focus-rシステム H28年度累計

② 主な疾患別の総医療費

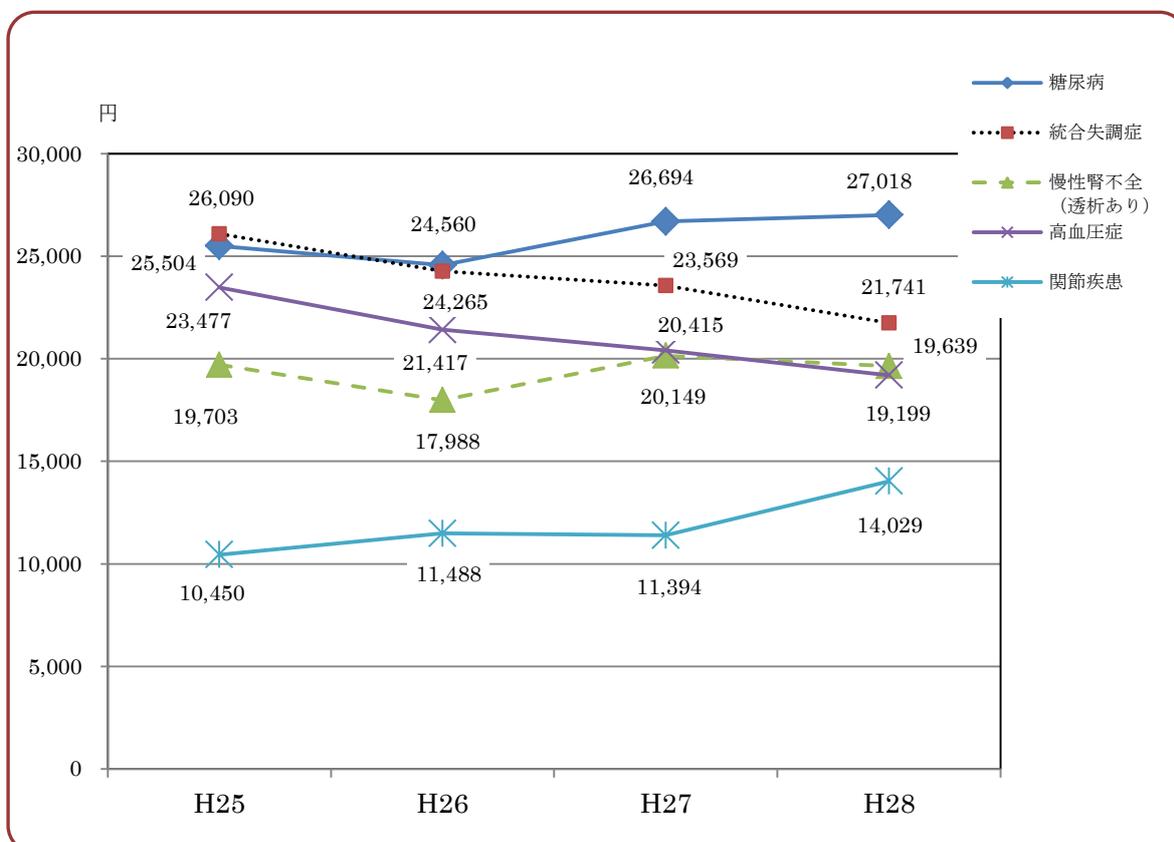
疾患別の医療費の上位は次の図のとおりで、糖尿病が最も高くなっています。



資料: KDBシステム H28 年度累計

③ 疾患別1人あたりの医療費総額の推移

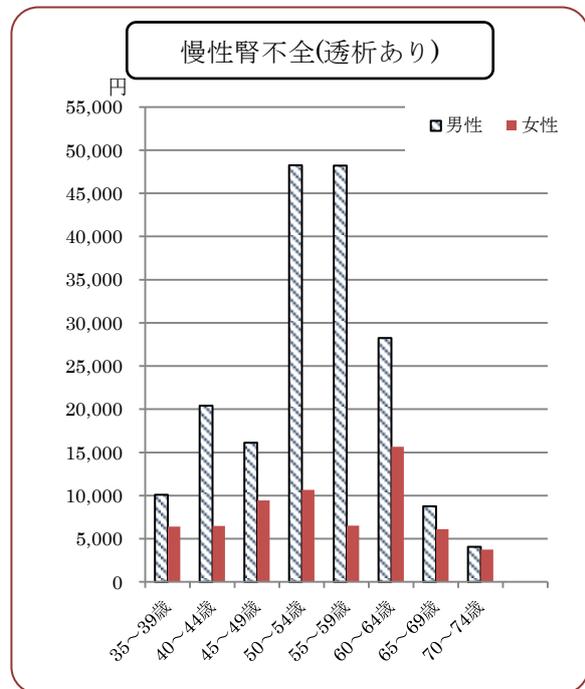
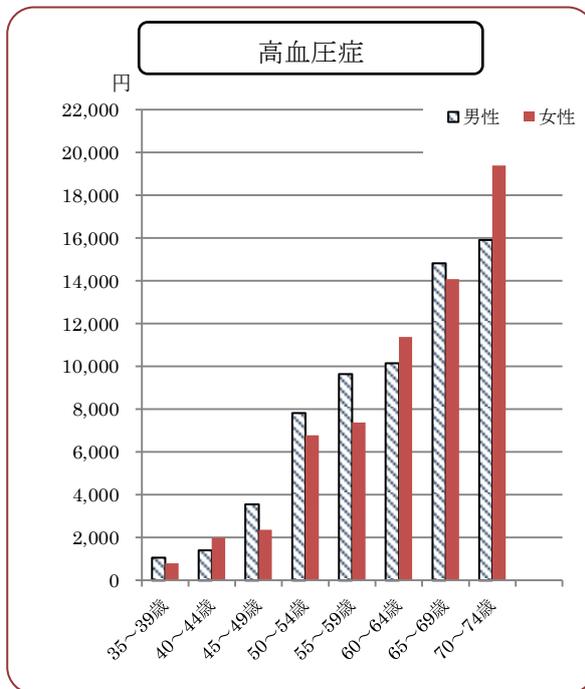
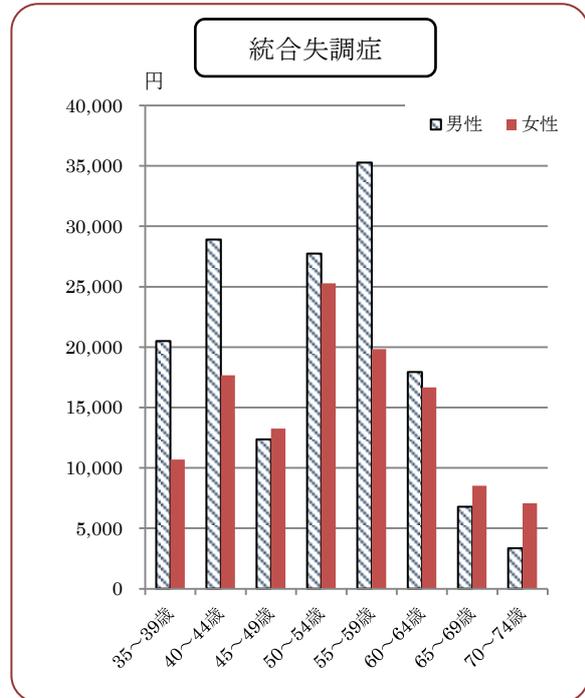
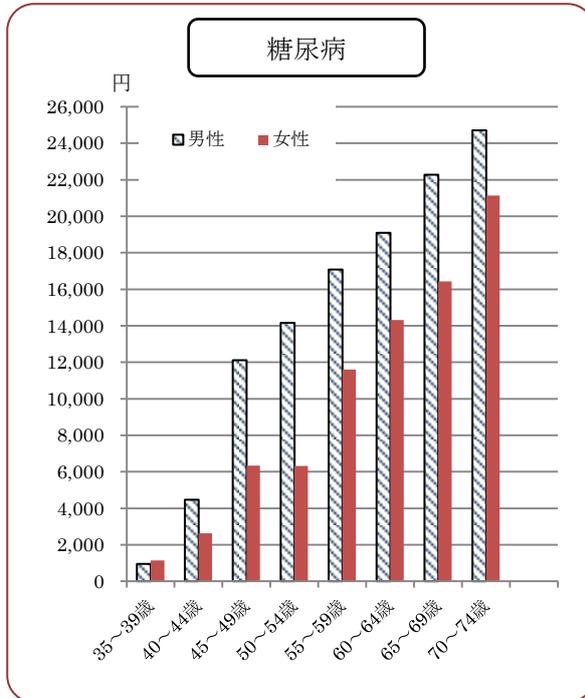
疾患別の1人あたりの推移は、次のようになっています。



資料: KDBシステム 年度累計

④ 年代別の医療費

津山市の糖尿病、統合失調症、高血圧症及び慢性腎不全(透析あり)の1人あたり医療費を年齢階層・性別ごとに分析すると、糖尿病、高血圧症は加齢とともに増加しています。また、男女別に見ると糖尿病は男性の医療費が高くなっています。統合失調症は、50歳代までの医療費が高く、60歳代から減少しています。慢性腎不全(透析あり)については、50歳代の男性の医療費が極端に高くなっています。

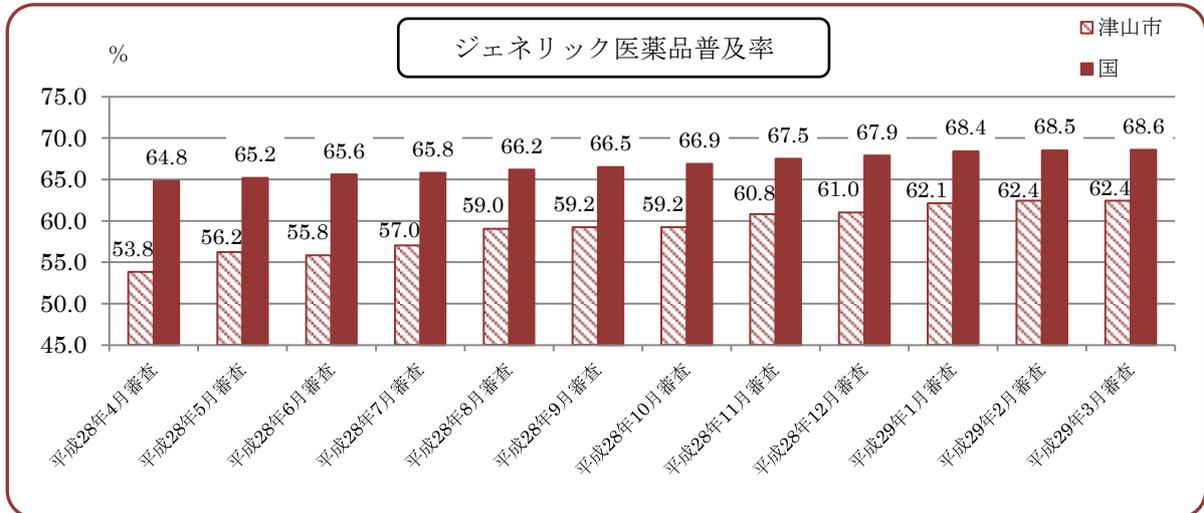


資料：KDBシステム H28年度累計

(3) ジェネリック医薬品の使用状況

① ジェネリック医薬品普及率の推移

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と治療学的に同等のものとして承認され、先発医薬品に比べ薬価の安くなっている医薬品です。津山市のジェネリック医薬品の普及率は徐々に上昇していますが、平成28年度で59.0%（数量ベース）となっており、全国医療保険者平均の65.5%と比較すると低い状況です。



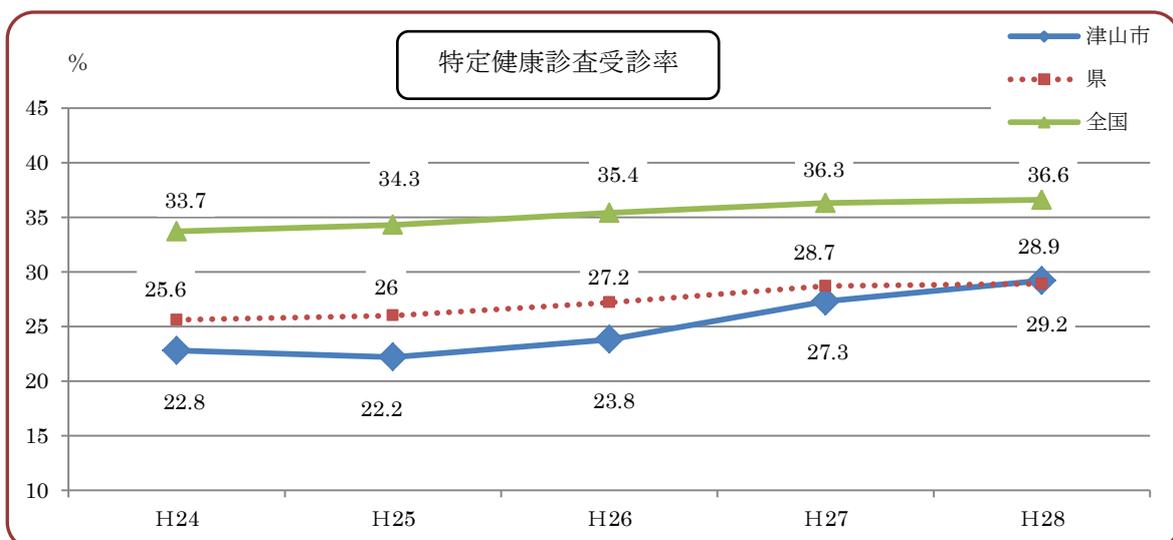
普及率・・・後発品の無い先発品を除く薬剤に占める後発品の割合（数量）

2 特定健診データの分析

(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況

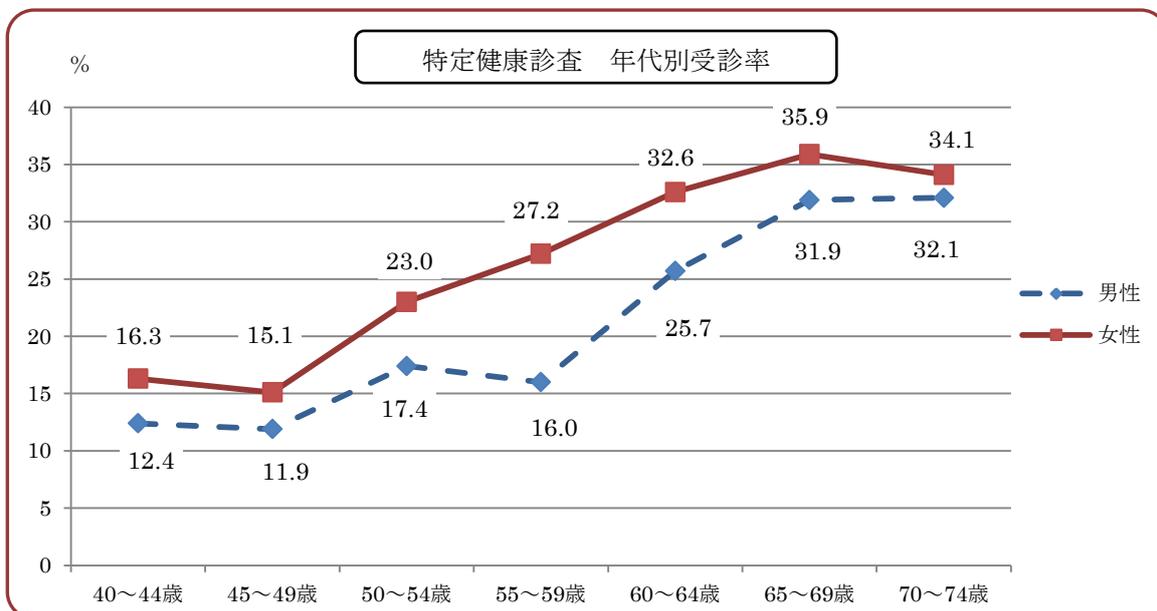
① 特定健診の受診率の推移

特定健診の受診率は、全国より低い状況にあります。津山市の受診率は、平成28年度は県平均より高くなりましたが、今後も受診率向上の取り組みが必要です。



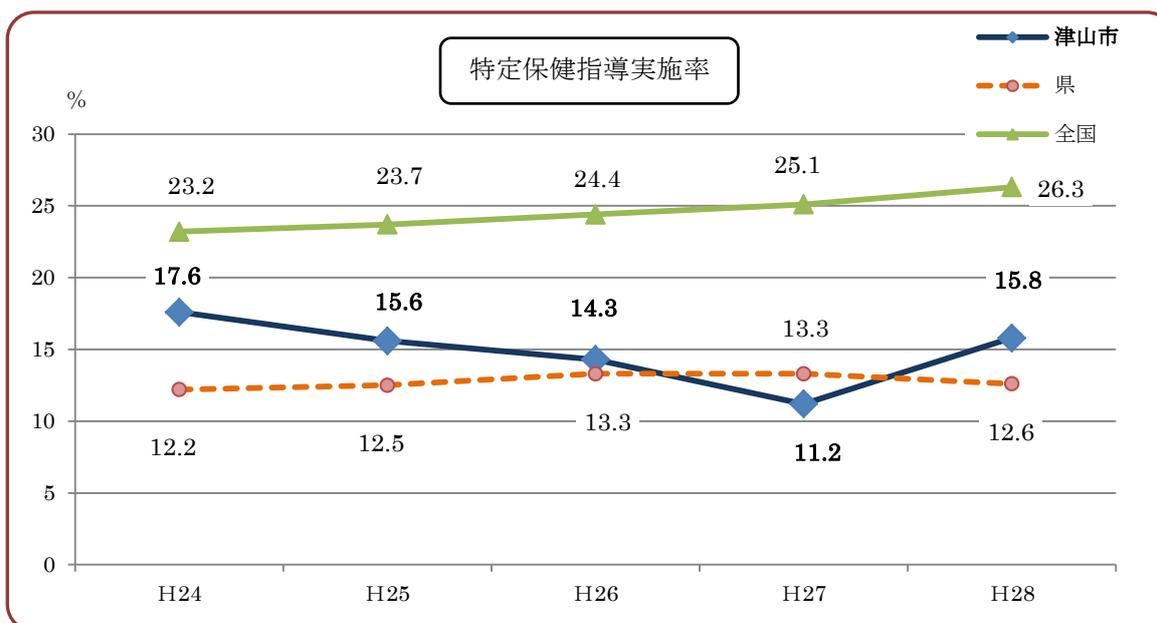
② 特定健診の年代別・男女別受診率

年代別の受診率は、年代が進むにつれて高くなっていますが、特に40歳代の受診率が低くなっています。また、男女別では、どの年代においても、男性よりも女性の受診率が高くなっています。



③ 特定保健指導の実施率の推移

特定健診を受診した者のうち、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して特定保健指導を行っています。特定保健指導の実施率は、国より低く、平成27年度まで低下傾向にありましたが、平成28年度は上昇に転じています。



(2) 特定健診の結果分析

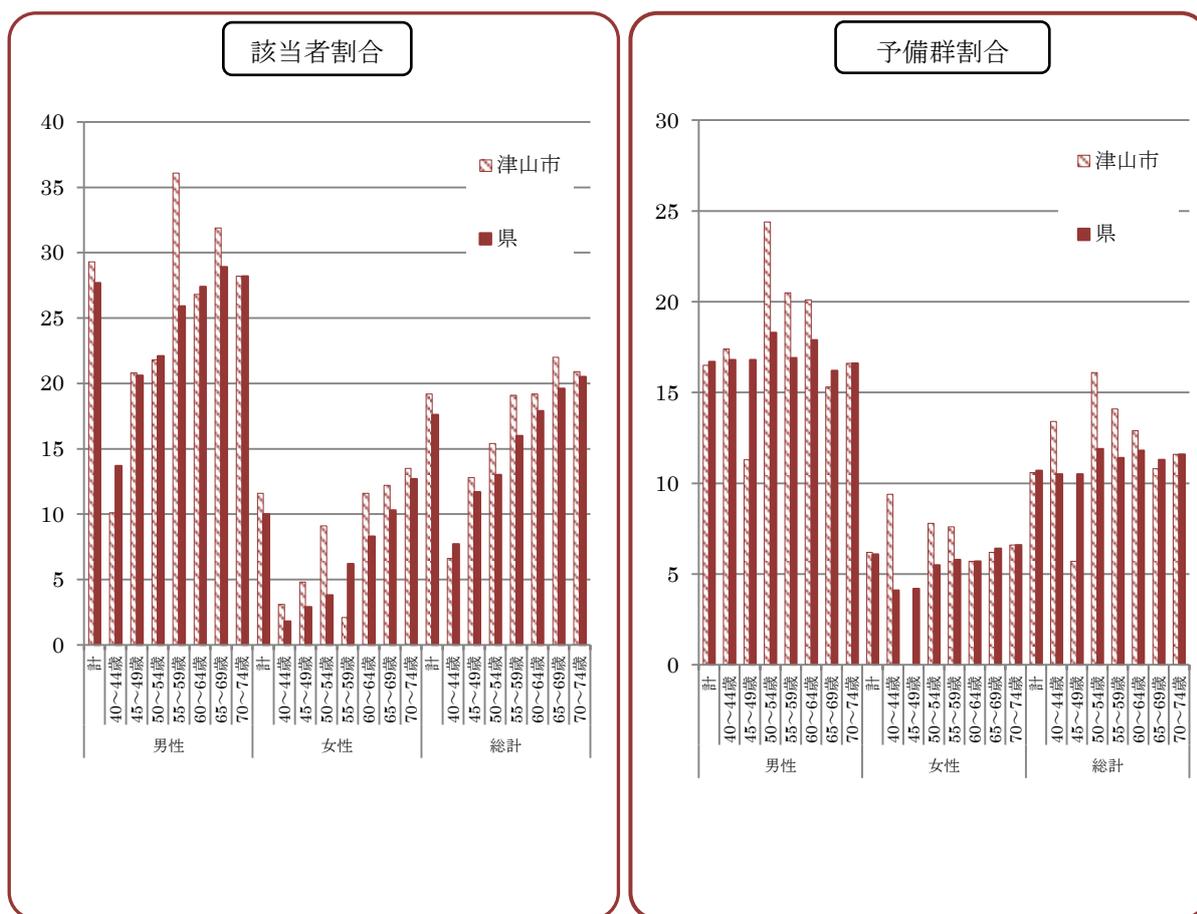
① メタボリックシンドローム該当者等の状況

特定健診の結果、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者、または予備群と診断された割合は、男女合計で全国・県平均より約1.5%高くなっています。性別、年代別でみると、該当者が男性の55～59歳が最も高く、予備群は男性の50～54歳が最も高くなっています。45歳からの予備群がその後の該当者の増加となっていることが推測されます。

○ 特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者等の割合

	該当者		予備群		該当者・予備群合計		
	男	女	男	女	男	女	合計
津山市	29.3%	11.6%	16.5%	6.2%	45.8%	17.8%	29.8%
県	27.7%	10.0%	16.7%	6.1%	44.4%	16.1%	28.3%
全国	27.5%	9.5%	17.2%	5.8%	44.7%	15.8%	28.3%

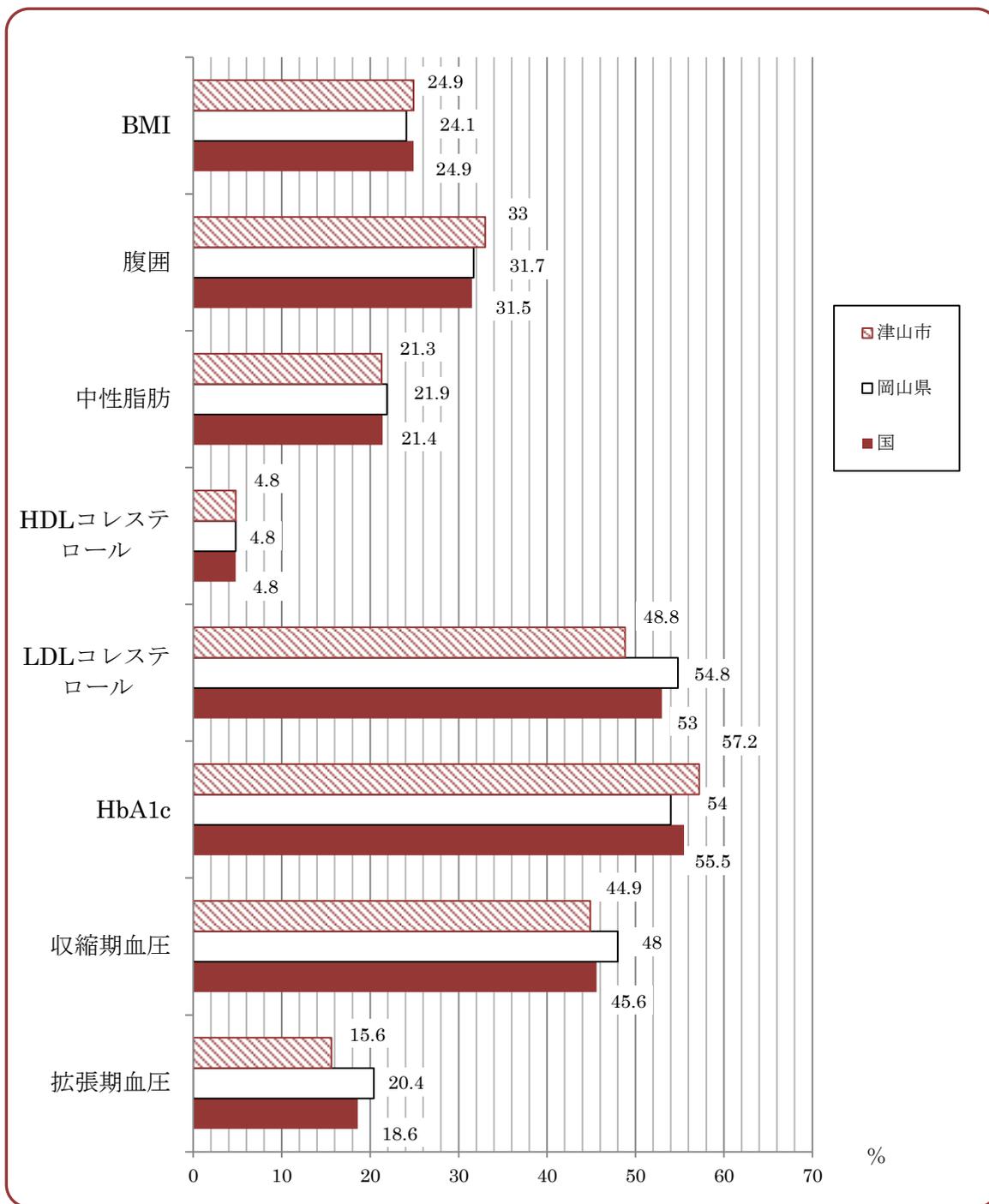
資料：KDBシステム H28年度累計



資料：KDBシステム H28年度累計

② 有所見者割合の状況

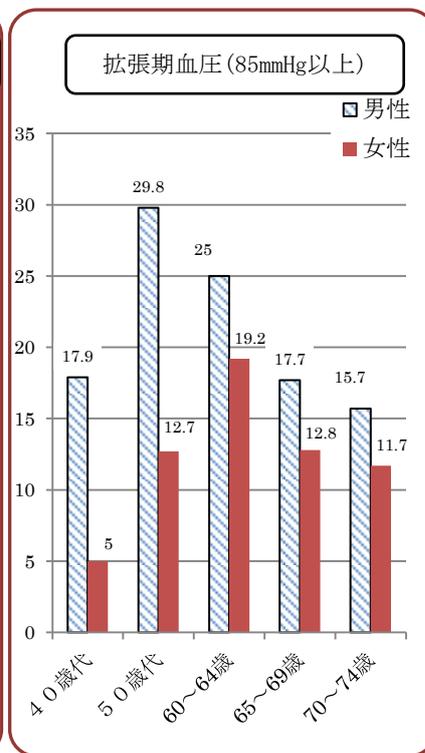
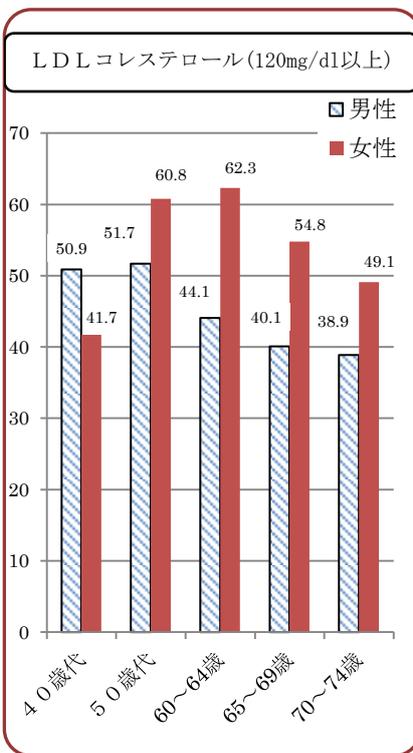
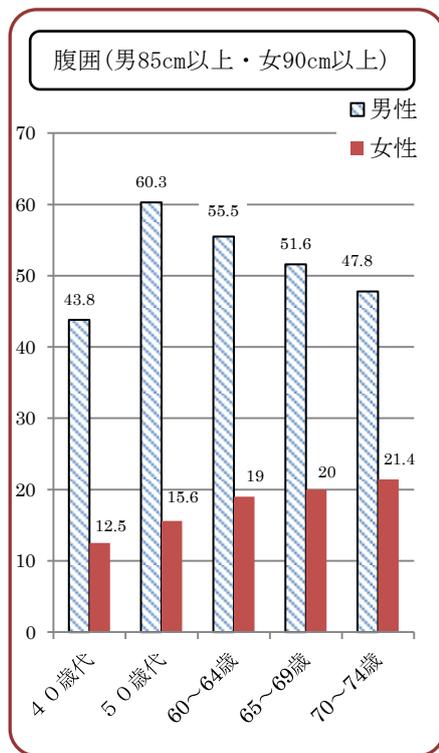
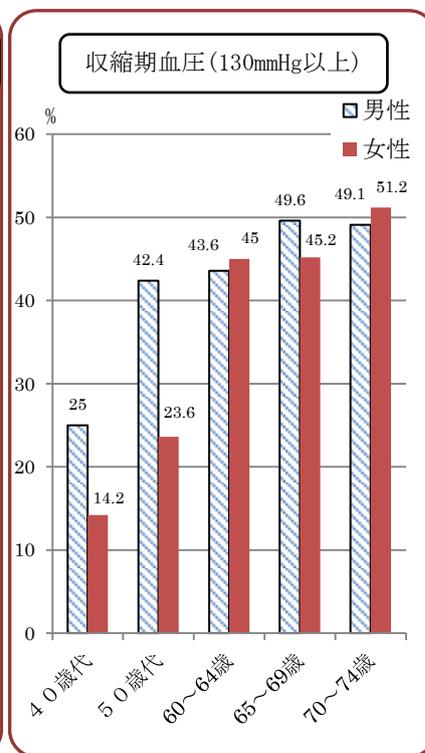
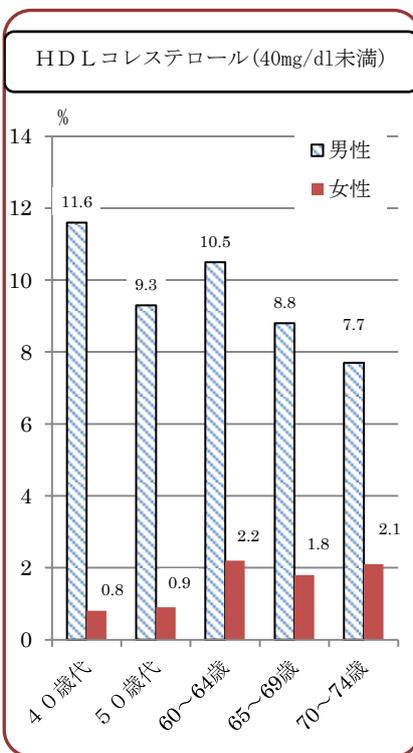
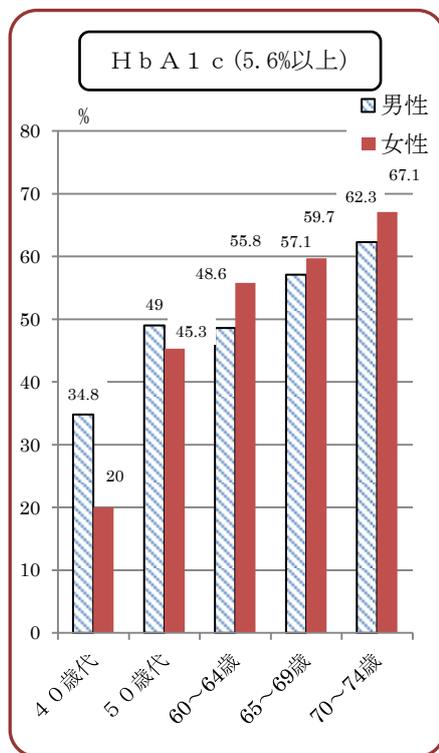
特定健診受診者のうち有所見者の割合（以下「有所見率」という。）は、次の図のとおりです。BMI・腹囲・HbA1cの3項目については、県、国より高くなっています。



資料：KDBシステム H28年度累計

有所見率の状況を男女別・年齢階層別にみると、HbA1cは、比較的男女差はなく、年齢が上がるほど上昇しています。腹囲、HDLコレステロールは男性が極端に高くなっています。LDLコレステロールは、50歳代以降女性が高くなっています。

収縮期血圧は、40・50歳代で女性に比べて男性の方がかなり高く、拡張期血圧は50・60歳代の男性が高くなっています。



資料：KDBシステム H28年度累計

第4章 健康課題と対策・目標

1 健康課題の抽出

ここでは、これまでの現状分析、基本分析から見えてきた健康課題を抽出し、対策の方向性を導き出します。

現状把握から見える主な健康課題	
医療費データ	<ul style="list-style-type: none">○ 医療費総額<ul style="list-style-type: none">・ 1人あたり医療費総額は、国、県に比べ高い水準にある。・ ほとんどすべての年代で、国、県に比べ同様に高い水準にある。
	<ul style="list-style-type: none">○ 疾患別医療費<ul style="list-style-type: none">・ 医療費総額の上位は、糖尿病、統合失調症、慢性腎不全（透析あり）、高血圧症、関節疾患、脂質異常症の順となっており、生活習慣に起因する疾病が多い。・ 糖尿病の医療費は、40歳代後半から急激に増加し、年々増加傾向にある。・ 糖尿病、慢性腎不全（透析あり）は、すべての年代で男性のほうが女性に比べ医療費が高い。
	<ul style="list-style-type: none">○ ジェネリック医薬品<ul style="list-style-type: none">・ 普及率は増加してきているが、まだ国の普及率より低い。
健診データ	<ul style="list-style-type: none">○ 特定健診受診率<ul style="list-style-type: none">・ 特定健診の受診率は、国に比べて低い。・ 男性の受診率が低く、なかでも、40歳代、50歳代の受診率が特に低い。
	<ul style="list-style-type: none">○ 特定健診受診結果<ul style="list-style-type: none">・ 有所見率を年代別で見ると、50～60歳代に有所見者が多く存在する。・ メタボリックシンドローム該当者の割合は、全体でも県より高く、中でも55歳以降の男性が高くなっている。・ メタボリックシンドローム予備群の割合は、50～54歳が高くなっている。・ 複数の項目において、男性の有所見率が高くなっている。
	<ul style="list-style-type: none">○ 特定保健指導<ul style="list-style-type: none">・ 特定保健指導の実施率が伸びていない。全国的に向上傾向にあるなか、津山市は低い状態にある。

対策の方向性

- 医療費総額の抑制
 - ・ ジェネリック医薬品差額通知を継続して送付するとともに、プロモーションを図る。
 - ・ 広報紙、啓発番組、イベント等を活用し、医療機関の適正受診や生活習慣改善の重要性について情報発信する。
 - ・ 重複・頻回受診の対象者を抽出し、訪問にて健康相談・保健指導を行う。
 - ・ 差額通知対象者の見直しを行い、より広くジェネリック医薬品差額通知を送付する。
- 疾病別の対策
 - ・ 糖尿病について、予防対策及びリスク者の特定が可能であることから、重点課題と位置付け、ポピュレーションアプローチと重症化予防の両面から対策を講じる。
 - ・ 特定健診の結果、特定保健指導に該当しないが生活習慣の改善が必要な人を対象に、それぞれのリスクレベルに応じ、情報提供、健康相談、集団指導等を実施する。
 - ・ 医療機関と連携し、糖尿病性腎症の重症化予防事業を行う。
- 特定健診受診率の向上
 - ・ 結果データとレセプトデータの分析により、対象者をリスク階層ごとに特定し、それぞれに応じた対策を講じる。
 - ・ 特定健診の内容、受診のメリットなどについて啓発する。
 - ・ 未受診者を地域別・年齢別等、KDBシステムを活用してデータ分析し対策を講じる。
 - ・ 国保加入者、40歳到達者など、新たに対象者となった人に対し、制度周知と受診勧奨を行う。
 - ・ 商業施設等での実施や、夕方に実施するなどにより、特定健診の受診機会を確保する。
 - ・ 特に40歳代の健康状態の把握、受診率の向上のため、受診しやすい環境整備を検討する。
 - ・ 未受診者の中には医療機関を受診中の方も多く存在するため、医療機関から検査結果の提供をもらえるよう、医療機関及び未受診者に周知を徹底する。
 - ・ 事業所などが実施する人間ドックを受診している人について、検査結果の提供を事業所または本人に依頼する。
 - ・ 治療中断者、未治療者に対し、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う。
- 特定保健指導
 - ・ 健診受診時に初回面接を実施するなど、特定保健指導方法の見直しを行う。
 - ・ 未利用者に特化し、重点的に利用勧奨を行う。
 - ・ 特定保健指導対象者が、利用しやすい環境の整備を検討する。

2 保健事業の実施計画

平成30年度以降の津山市国保保健事業実施計画を以下のとおり定め、実施します。

事業名	概要	平成30年度												平成31年度	平成32～35年度		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
特定健康診査	◎特定健康診査	継続			実施										継続	同左	
	○特定健診(簡易版) ・公民館、商業施設等に出向いての実施	継続						○実施	○実施						継続	同左	
	○ナイター健診 ・夕方に健診の実施	継続												○実施	○実施	継続	同左
	○未受診者対策 ・訪問勧奨・ハガキ勧奨 ・電話による勧奨・新規加入者への受診勧奨	継続			実施										継続	同左	
	○データ提供 ・医療機関、被保険者から健診データの提供	継続			実施										継続	同左	
	○人間ドック補助 ・人間ドック受診者への補助	新規		研究・検討										実施内容を検討し実施	同左		
特定保健指導	◎特定保健指導	継続	実施												継続	同左	
	○未利用者対策 ・封書による利用勧奨 ・電話による利用勧奨	継続	実施												継続	同左	

事業名	概要	平成30年度												平成 31 年度	平成 32～35 年度		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月				
生活習慣病対策	○糖尿病予防教室 ・血糖(HbA1c)が高めの方を 対象に集団指導を実施	継続	○実施							○実施		○実施			○実施	継続	同左
	○糖尿病性腎症重症化予防 ・人工透析遅延等に向け、 保健指導を実施	継続							実施 →						継続	同左	
	○慢性腎臓病対策 ・医療受診勧奨、保健指 導強化、情報提供強化	新規	検討・実施 →										実施内容 を検討し 実施	同左			
重複・頻回 受診指導	対象者を訪問し健康相談・ 保健指導の実施	継続	実施 →										継続	同左			
医療費通知	治療等にかかった医療費 の10割を記載して送付	継続	○実施		○実施		○実施		○実施		○実施		○実施		○実施	継続	同左
ジェネリック 差額通知	ジェネリック医薬品へ切 り替えた場合の軽減額を 送付	継続		○実施					○実施					○実施		継続	同左
健康ポイント	市が主催又は関係する事業 へ参加する被保険者に対し てインセンティブの付与	新規	検討 →										実施内容 を検討し 実施	同左			

3 保健事業の目標・評価指標

保健事業の目標・評価指標（アウトプット・アウトカム）を以下のとおり定めます。

事業名	概要	目 標	
		アウトプット（実施内容）	アウトカム（事業の成果）
特定健康診査	○特定健診(簡易版) ・公民館、商業施設に出向き実施	受診者数 140名/年	計画に定める受診率等の達成 40歳代、50歳代の受診率の向上
	○ナイター健診 ・夕方に健診の実施	受診者数 70名/年	
	○未受診者対策 ・訪問勧奨・ハガキ勧奨・電話による勧奨・新規加入者への受診勧奨	受診対象者勧奨率 100% 新規受診対象者勧奨率 100%	
	○データ提供 ・医療機関、被保険者から健診データ提供	提供数 210件/年	
	○人間ドック補助 新規 人間ドック受診者に補助	人間ドック補助制度の実施	
特定保健指導	・封書による利用勧奨 ・電話による利用勧奨	利用勧奨率 100%	計画に定める実施率
生活習慣病対策	○糖尿病予防教室 ・自ら数値をコントロールできるように、集団指導を実施	基準を超える被保険者全員に利用勧奨率 100%	年4回実施 参加者数 20名/回
	○糖尿病性腎症重症化予防 ・人工透析遅延等に向け、保健指導を実施	基準を超える被保険者全員に利用勧奨 指導実施者数 10名/年	指導完了率 100% 検査値の維持・改善
	○慢性腎臓病対策 新規 ・医療受診勧奨、保健指導強化、情報提供強化の実施	対象者全員に保健指導利用勧奨、受診勧奨	保健指導実施率 60%
重複・頻回受診指導	対象者を訪問し健康相談・保健指導の実施	対象者へリーフレット等の送付 100%	保健指導実施率 60%
医療費通知	被保険者に自身の医療費を把握してもらうため、医療費10割記載の通知を送付	医療機関を受診した全被保険者世帯へ送付 4回/年	医療費水準を県水準(1.114)※全国の医療費指数を1とした場合の医療費指数
ジェネリック差額通知	ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減額を送付	対象者への通知率 100%	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース) 80%
健康ポイント 新規	市が主催又は関係する事業へ参加する被保険者に対してインセンティブの付与	健康ポイント制度の実施	参加率 20%

第5章 特定健康診査等実施計画 (第3期特定健康診査等実施計画)

1 計画策定の趣旨

わが国においては、高齢化の急速な進展とともに生活習慣病が増加し、死亡原因の約6割を占めています。また、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっており、生活習慣病対策への取り組みが重要となっています。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しているため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの低減を図ることが必要です。

この計画は、特定健康診査により生活習慣の改善を必要とする者を的確に抽出して、不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化を予防し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少を目指すものです。

2 目標

(1) 目標値の設定

国が示す特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、目標値を以下のとおり設定します。

(単位：%)

	目 標 値					
	平成 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査の受診率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
特定保健指導の実施率	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0

(参考)

$$\text{特定健康診査受診率} = \frac{\text{特定健康診査の年度内の受診者数}}{\text{年度末における40～74歳の被保険者数}} \quad (\text{年度内の異動者は含まない})$$

$$\text{特定保健指導実施率} = \frac{\text{年度内の動機付け支援・積極的支援保健指導終了者数}}{\text{年度内の特定健康診査で動機付け・積極的支援の対象となった被保険者数}}$$

(2) 特定健康診査等の実施に関する具体的な目標

① 特定健康診査の受診率

特定健康診査受診率の目標値については、国が示す参酌標準が、計画最終年度の平成35年度に60%とされています。一方、本市における平成28年度の受診率は、29.2%となっています。

このため、平成30年度の目標値を35%とし、最終年である平成35年度の目標値を、国の参酌標準である60%として、年次的に受診率の向上に取り組みます。

○ 特定健康診査の受診率に関する目標

	目標値						国の参酌標準
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
受診率	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	60.0%

② 特定保健指導の実施率

特定保健指導実施率の目標値については、国が示す参酌標準が、計画最終年度の平成35年度に60%となっています。一方、本市における平成28年度の実施率は、15.8%となっています。

このため、平成30年度の目標値を35%とし、最終年である平成35年度の目標値を、国の参酌標準である60%として、年次的に実施率の向上に努めます。

○ 特定保健指導の実施率に関する目標

	目標値						国の参酌標準
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
実施率	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	60%

③ 成果に関する目標

特定健康診査・特定保健指導の成果に関する目標については、第2期計画では、メタボリックシンドローム（以下、「メタボ」という。）の該当者及び予備群の減少率を平成20年度比で25%以上減少としていましたが、メタボ該当者等には約50%の服薬者が含まれているため、非服薬者を対象とする特定保健指導の効果をこの減少率で測ることは十分といえないとされました。

このため、第3期計画では、特定健康診査・保健指導の成果に関する目標は、第1期計画と同様、特定保健指導対象者の減少率を平成20年度比25%以上減少とします。

3 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

	平成 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象被保険者数	15,276人	15,092人	14,911人	14,732人	14,556人	14,556人
目標受診者数	5,346人	6,036人	6,709人	7,366人	8,005人	8,733人
目標受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

※ 過去5年間（平成24～28年度）の人口と国保被保険者との推移を勘案した上で、40～74歳の国保被保険者について、平成28年度の対前年増減率に計画期間中の前年の国保被保険者数を乗じて、平成35年度までの推計を行った。

(2) 特定保健指導の対象者数

	平成 30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
対象者数	2,291人	2,263人	2,236人	2,209人	2,183人	2,183人	
目標実施者数	802人	905人	1,006人	1,105人	1,201人	1,310人	
実施内訳	動機付け支援	738人	833人	926人	1,017人	1,105人	1,205人
	積極的支援	64人	72人	80人	88人	96人	105人
目標実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	

※ 特定保健指導対象者数は平成25～28年度の出現率平均（15%）を、特定健診対象者数に乗じて積算。また、動機付け支援と積極的支援との実施者の割合は、それぞれ平成25～28年度の平均割合を基に算出。

4 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所及び実施機関

特定健診については、受診者の利便性を確保するため、医師会への委託により医療機関で実施する個別健診と、民間健診機関（委託）により市営施設で実施する集団健診の方法を併用して実施します。

また、全国健康保険協会（協会けんぽ）岡山支部、岡山市町村職員共済組合など、被用者保険が組合員の被扶養者に対して津山市内で実施する特定健康診査について、

津山市国民健康保険の被保険者も受診できるよう共同実施に取り組みます。

○ 個別健診

津山市、苫田郡、美作市、勝田郡の各医師会への委託により、各医師会会員の医療機関で実施します。

○ 集団健診

健診機関への委託により、「加茂福祉センター」、「阿波公民館」、「勝北保健福祉センター」、「久米保健センター」、「津山すこやか・こどもセンター」で実施します。

○ 被用者保険との共同実施「お気軽健診(仮称)」

被用者保険が組合員の被扶養者に対して津山市内で実施する特定健診での同時実施とします。委託健診機関、実施場所等については、毎年度、関係団体と協議・調整し、実施します。

(2) 実施項目

(ア) 基本的な健診の項目

項 目	備 考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20kg/m ² 未満の者、もしくはBMIが22kg/m ² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないとする時は、省略*1可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$
血圧の測定	
肝機能検査	血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT（AST）） 血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT（ALT）） ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）
血中脂質検査	血清トリグリセライド（中性脂肪）の量 高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖*2
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無

*1 BMIが20kg/m²未満で医師が腹囲の計測を省略した者については特定保健指導の対象とはしない。

*2 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

(イ) 詳細な健診の項目

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、次の詳細な健診を実施します。

追加項目	実施できる条件（判断基準）			
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者			
心電図検査(12誘導心電図) ^{*1*2*4}	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg又は問診等で不整脈が疑われる者			
眼底検査 ^{*1*3}	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</td> </tr> </table> <p>ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>	血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上	血糖
血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上			
血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上			
血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む） ^{*4}	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上	血糖
血圧	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上			
血糖	空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl以上			

*1 平成30年度における経過措置として、心電図検査と眼底検査は、平成29年度に実施した特定健康診査の結果に基づき第二期の判断基準に該当した者も、平成30年度に詳細な健診として実施してよい。

*2 心電図検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

*3 眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

*4 心電図検査、血清クレアチニン検査は、個別健診、集団健診において基準以下の者に対し、本市独自の追加項目として実施します。

(3) 特定健康診査の外部委託に関する基準

健診の委託先の選定に当たっては、高齢者医療確保法第28条及び同法の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、厚生労働大臣の告示で定められている内容とします。

(4) 周知・案内方法

毎年度の基準日をもって、健診機関が事務処理上必要となる情報を記載した受診券を発行し、5月に受診案内とともに対象者あて送付します。

年度途中の異動による対象者に対しては、随時、受診券を発行します。ただし、年度中の健診期間終了後に異動のあった者については、発行しないこととします。

(5) 事業者健診等の健診受診者のデータ受領方法について

津山市国民健康保険の被保険者が、労働安全衛生法に基づく定期健康診断や人間ドックなど、特定健康診査に代わる健診などを受診した場合は、その結果を特定健診の受診結果として活用できるよう、健診結果の提出について周知します。

(6) 特定健康診査受診結果による特定保健指導対象者の抽出と重点化について

特定健康診査の結果から、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機付け支援、積極的支援）に保健指導を行うための対象者の重点化を行いながら、保健指導を実施します。優先順位は、次のとおりとします。

- ・ 年齢が比較的若い（50～54歳代）対象者
- ・ 健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど健診結果が前年度と比較して悪化し、より高度な保健指導が必要となった対象者
- ・ 生活習慣改善の必要性が高い対象者

(7) 代行機関の利用について

個別健診と集団健診を併用し、また、個別健診については健診機関が各医師会に所属する複数の機関となることから、費用の請求及び支払、健診データの送受信を確実かつ円滑に行うため、次の代行機関を利用します。

岡山市北区桑田町17-5
岡山県国民健康保険団体連合会

第6章 地域包括ケアに係る取組

1 地域包括ケアに係る取組

医療・介護・予防・住まい・生活支援など暮らし全般をささえるために直面する課題などについて論議する地域包括ケア担当課が主催する会議等に、国保保険者として参画を検討します。

また、KDBデータ等を活用して、ハイリスク群・予備群等のターゲット層を地域別・性別・年齢階層別等に着目して診断・抽出し、後期高齢者医療・介護保険・健康づくり部門等と連携した、地域で被保険者を支える保健事業の検討を行い実施します。

第7章 計画の推進と評価・見直し

1 推進体制

(1) 計画の公表と周知

策定した計画は、市ホームページに掲載し公表します。また、関係部署、市内医療機関等へ配布し周知します。

(2) 推進体制

保健事業の実施にあたっては、国民健康保険、後期高齢者医療を担当する保険年金課、健康づくりを担当する健康増進課及び介護保険を担当する高齢介護課が、互いに連携し、効果的かつ効率的な事業の実施を図ります。

岡山県並びに岡山県国民健康保険団体連合会に対しては、適宜、適切な助言・指導を求めます。

津山市医師会とは、定期的に津山市保健対策委員会等を開催し意見交換を行い、円滑な計画の推進を図ります。

(3) 特定健康診査等の普及啓発

地域、健診機関、健康づくりを実践している団体等と協力、連携し、健康づくり活動を推進するとともに、特定健康診査、特定保健指導について理解を深めるため取り組みを行います。

また、実施機関である医師会、健診機関との連絡調整を密に行い、円滑な事業実施を推進します。

具体的には、次のような普及啓発活動について、時期に見合った有効な手法を取り入れながら実施します。

- ・ テレビ津山での市役所からの放送番組枠を活用する
- ・ 地域での集会やイベント、愛育委員研修会等へ参加し、PRを実施する
- ・ 保健師等による健康教育を実施する
- ・ 受診券送付時に、詳細な受診案内を同封する
- ・ 広報紙、ホームページに、特定健康診査等の情報を掲載する
- ・ KDBシステムを活用して、地域別・年齢別等、データ分析し受診勧奨を行う。
- ・ 転入者、40歳到達者など、新たに対象者となった人に対し、制度周知と受診勧奨を行う。

2 計画の評価と見直し

毎年度、保健事業の推進について実績数値をとりまとめ、また、KDBシステムにより健診・医療・介護データを随時集計し、動向分析を行います。とりまとめた数値等は、計画の年次目標の達成状況として、計画の評価を実施します。

計画期間の前半、後半の各3年を目処として、計画期間の中間時点で進捗状況の確認と中間評価を行います。また、状況変化等により、計画期間中途において見直しが必要と判断された場合には、随時、進捗状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を修正します。

計画期間の最終年度（平成35年度）においては、計画に掲げる目標の達成状況及び事業の実施状況を調査して総合的にデータ分析を行い、計画の評価を行います。評価の結果は、計画内容（目標値の設定、取り組むべき事業等）の見直し、次期計画策定の参考とします。

また、取りまとめた進捗状況、評価結果については、国民健康保険運営協議会に報告し協議するほか、関係部署、関係団体等へ報告し指導・助言を受けるものとします。

3 個人情報の取扱い

保健事業で利用する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「津山市個人情報保護条例」及び「津山市情報マネジメントポリシー」に基づき、適正に管理します。

第2期津山市国民健康保険データヘルス計画
第3期津山市特定健康診査等実施計画
平成30年4月
津山市環境福祉部保険年金課
〒708-8501
岡山県津山市山北520
電話 0868-32-2071